

「学校における働き方改革推進プラン」 取組状況について

- ◇ 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進・・・・・・・・・・ | 1
 - 1 勤務時間管理の徹底
 - (1) 勤務時間の正確な把握方法
 - (2) 「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」の策定とその運用
 - (3) 勤務時間に関する例規の整備（勤務時間の割り振り、休憩時間、変形労働時間制）
 - (4) 勤務時間外の連絡対応等の体制整備（留守番電話・メール等）
 - (5) 保護者や地域への啓発（学校運営協議会等の活用）
 - 2 労働安全衛生管理の徹底
 - 3 評価（人事評価・学校評価等）、研修での意識改革
 - (1) 人事評価における評価項目の整備
 - (2) 管理職、教職員の意識改革（研修の充実）
 - (3) 学校評価での点検・教育委員会の自己点検

- ◇ 学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4
 - 1 各教育委員会が取り組むべき方策
 - (1) 各学校における方針・計画の策定の促進と支援
 - (2) 学校が担っている業務の仕分け・整理
 - 2 各教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務
 - (1) 地域ボランティアとの連絡調整
 - (2) 調査・統計等への回答等
 - (3) 部活動に対する方向性
 - (4) 給食時の対応
 - (5) 学校行事等の準備・運営
 - (6) 「チームとしての学校」（事務職員や外部人材の参画）
 - (7) 教育委員会の支援体制（専門家の活用、福祉部・警察等との連携）
 - (8) 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築
 - (9) ICTの環境整備（校務支援システムの導入）、進路指導等業務の簡素化
 - (10) 教職員の研修制度の改善
 - (11) 学校指定の研修や研究事業の精査・簡素化
 - 3 各学校が取り組むべき方策（各教育委員会が各学校に取組を促し支援）
 - 4 学校が作成する計画等の見直し
 - 5 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- ◇ 学校の組織運営体制の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2
 - 1 各教育委員会が主導して学校に取組を促し支援する組織運営体制
 - (1) 委員会、職員会議、校務分掌の見直しと業務の平準化
 - (2) 主幹教諭、各主任等の役割
 - (3) 若手教員への校内支援
 - (4) 事務職員の校務運営への参画、効率化と事務機能の強化
 - 2 各教育委員会が改善すべき組織運営体制
 - (1) 求められる能力の明確化（教特法第22条の3「資質向上に関する指標」）
 - (2) 若手教員への働き方改革の観点での支援
 - (3) 人材バンクの整備

- ◇ 働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ・・・・・・・・・・ | 4
 - 1 働き方改革の進捗状況・結果の公表
 - 2 教育委員会会議や総合教育会議の議題としての共有

- ◇ 「第2期奈良県教育振興大綱（令和3年3月策定）」より・・・・・・・・・・・・ | 5

- ◇ 「奈良の学びプラン（令和3年3月策定）」より・・・・・・・・・・・・ | 6

◇勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進 各項目実施状況について

Ⅰ 勤務時間管理の徹底

(1) 勤務時間の正確な把握方法

教職員の勤務時間管理を徹底すること。事務負担が極力かからないよう、自己申告方式ではなく、服務監督権者は、ICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めること。

➡・令和2年7月より県立学校で勤務時間管理システム稼働

【参考値】

ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握
(市町村教育委員会の実施割合)…87.2%(全国値85.9%)

※「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(2) 「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」の 策定とその運用

- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組を進めること。
- 今後、当該ガイドラインの根拠が法令上規定された場合には、各地方公共団体においても、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を条例や規則等で根拠付けることが考えられる点に留意すること。

➡・県教委においては規則等を整備済

「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」
(令和2年4月1日付施行)

・令和2年4月に市町村教委あて方針等の策定について通知

【参考値】

上限指針を踏まえた教育委員会規則等の整備(市町村教育委員会の策定割合)
…53.8%(全国値73.2%)

※「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(3) 勤務時間に関する例規の整備（勤務時間の割り振り、休憩時間、変形労働時間制）

- 登下校時刻、部活動、会議等については、適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うこと。
- 通常の勤務時間外の時間帯にやむを得ず命じざるを得ない場合には、服務監督権者は正規の勤務時間の割り振りを適正に行う措置を徹底すること。
- 長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定するなどの工夫を行うこと。

➡ ・勤務時間の割振り等に関する規則の制定

・フレックス規則の制定

・学校閉庁日の設定

【参考値】

学校閉庁日の設定(市町村教育委員会の設定割合) …94.9%(全国値98.6%)

※「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(4) 勤務時間外の連絡対応等の体制整備（留守番電話・メール等）

教師が保護者や外部からの問い合わせへの対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障が生じないように連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずること。

➡ ・県立学校における勤務時間外の緊急時連絡体制の整備実施

・市町村教委に働き方改革を意識した緊急連絡対応の見直しを要請

【参考値】

・留守番電話の設置やメール等による連絡対応等の体制整備を行った県立学校の割合(留守番電話のみ把握) …46.7% (令和3年4月県教育委員会調べ)

・勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話等の設置やメールによる連絡対応の体制を整備(市町村教育委員会の実施割合) …35.9%(全国値48.8%)

「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(5) 保護者や地域への啓発（学校運営協議会等の活用）

適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解を得る。学校運営協議会の設置を県内に拡充し、その場を活用すること。各教育委員会は、地域学校協働本部（コミュニティ協議会・地域教育協議会）やPTA等の協力も得ながら、学校に対して必要な支援を行うこと。

➡ ・令和2年度は25カ所の市町村教育委員会及び学校へCSアドバイザーを派遣

【参考値】

コミュニティ・スクールの導入率…35.0%(全国値33.3%)

※「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」

(文部科学省調査:令和3年5月1日時点)

2 労働安全衛生管理の徹底

労働安全衛生法により義務付けられている管理体制の未整備は法令違反であり、学校の設置者は速やかに体制の整備を行うこと。今後、文部科学省において、全ての学校で適切にストレスチェックが実施されるよう実態を調査し、市町村ごとに公表予定。

➡ ・県立学校において出退勤システムの在校等時間に基づく過重労働対策による面接指導を実施

【参考値】

域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施(市町村教育委員会の実施割合) …79.5%(全国値84.4%)

「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

3 評価(人事評価・学校評価等)、研修での意識改革

(1) 人事評価における評価項目の整備

学校の教職員一人一人が業務改善の意識をもつために、人事評価について働き方も含めた目指すべき教師の姿を提示すること。管理職の登用等の際には、働き方改革への取組状況を適正に評価すること。

➡ ・令和2年度の人事評価制度改正において、評価項目の視点として「業務改善の推進」「働き方改革の推進」を追加

(2) 管理職、教職員の意識改革（研修の充実）

- 管理職の育成に当たって、教職員の組織管理や勤務時間の管理、労働安全衛生管理等をはじめとしたマネジメント能力を重視すること。学校経営方針等において働き方に関する視点を盛り込み、加えて働き方に関する校内研修の充実を図り、教職員の働き方を変えていく意識を強くもたせること。
- 教員研修施設等において実施される校外研修の精選やオンラインによる研修の実施など過度に負担にならないよう必要な配慮を行いつつ、各種研修に働き方改革や勤務時間を意識した業務改善等についての講義・演習を取り入れること。

- ➔ ・管理職研修令和2年度はコロナでほぼ未実施(新任研1講座のみ)
- ・多くを遠隔研修等に切り替え、内容の精選、時間の短縮等により実施
 - ・一部では、業務改善やメンタルヘルスの内容を盛り込んで実施
 - ・講座実施日については、一部の研修講座を遠隔研修や課題研修(オンデマンド研修)として実施することで、受講者の都合の良い時間や場所で受講を可能とする研修講座の企画・実施
 - ・新任教頭研修及び子どもの自殺予防研修講座等において業務改善及びメンタルヘルスに関する内容の講義・演習を実施

(3) 学校評価での点検・教育委員会の自己点検

働き方に関する項目を学校評価に位置付け、業務改善の点検・評価の取組を推進するよう所管の学校に対して指導すること。教育委員会が策定する業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、実効性の観点から自己点検・評価すること。

- ➔ ・管理職向け県立校長会で連絡
- ・県立学校向け学校評価の重点的な項目として位置付けるようメール連絡
 - ・学校評価実施状況調査(令和2年度間)に働き方改革に関する質問項目(学校における働き方改革推進プランに則り、自己評価に働き方改革を位置付けているかどうか)の内容を追加
 - ・委員会内の点検・評価に位置付け(R3年度実績についてR4に評価)
- 【参考値】
- ・学校評価項目に働き方に関する項目を含む県立学校の割合…100%
(令和3年7月県教育委員会調べ)

◇学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化 各項目実施状況について

Ⅰ 各教育委員会が取り組むべき方策

(1) 各学校における方針・計画の策定の促進と支援

域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を策定するに当たっては、教育委員会が課している業務（調査・依頼事項含め）の内容を精査した上で業務量の削減に関する数値目標（KPI）を決めるなど明確な業務改善目標を定め、フォローアップすることで業務改善のPDCAサイクルを構築させること。

- ➡ ・国通知、本プランの配布等により業務改善を積極的に進めるよう周知
- ・学校行事等の精選や見直しの実施、教育課程の単位数の見直し、校務分掌の見直し、会議の削減、業務の平準化等について要請
 - ・学校への調査、依頼事項について県教育委員会内で見直しを要請
 - ・県立学校向け学校評価の重点的な項目として位置付けるよう連絡(再掲)
 - ・学校評価実施状況調査(令和2年度間)に働き方改革に関する質問項目「学校における働き方改革推進プランに則り、自己評価に働き方改革を位置付けているか」の内容を追加(再掲)

【参考値】

- ・所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定(市町村教育委員会の実施割合)
…33.3%(全国値61.0%)
- ・学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築(市町村教育委員会の実施割合)
…12.8%(全国値37.5%)
「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」
(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(2) 学校が担っている業務の仕分け・整理

- 現在学校が担っている業務について、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外の者（教育委員会、家庭、地域住民、業者等）に積極的に移行していくこと。
- 学校が担う業務を①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務のいずれであるかを仕分け、本来教育委員会が担うべき業務については責任をもって対応し、それ以外の業務については他の主体に対応を要請すること。

- ➡ ・各郡市校長会等において、市町村教委に学校が担っている業務の仕分け・整理を積極的に行うように依頼

【参考値】

- ・学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については事務職員等が中心となって回答

- するよう各学校に促している …20.5%(全国値31.3%)
 - ・児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている
…2.6%(全国値4.2%)
 - ・校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている
…23.1%(全国値14.8%)
 - ・授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画をはかっている
…41.0%(全国値64.1%)
 - ・学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画をはかっている …20.5%(全国値35.7%)
- (すべて市町村教育委員会の実施割合)
「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」
(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

2 各教育委員会が主導して学校と共に見直すべき具体的業務

(1) 地域ボランティアとの連絡調整

- 各教育委員会は、地域学校協働活動推進員の委嘱等や地域ボランティアの配置により、学校と地域ボランティアとの円滑かつ効果的な連絡調整を推進すること。
- 各教育委員会は、地域連携担当教職員について、学校における地域連携の窓口として校務分掌上位置付け、学校管理規則や標準職務例に規定すること。

➔ ・令和3年度は28市町村教育委員会への訪問支援を実施

【参考値】

地域学校協働本部の整備率…96.9%(全国値65.1%)

※「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」

(文部科学省調査:令和3年5月1日時点)

【参考値】

- ・地域人材との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施(市町村教育委員会の実施割合) …28.2%(全国値39.2%)

「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(2) 調査・統計等への回答等

- 教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。
- また、各種団体等の調査や出展依頼、配布依頼等については、教育委員会や学校によらない児童生徒への周知方法の検討などの協力を要請すること。
- 民間団体等からの依頼については、真に効果的で必要なものに精選すること。

- ➡ ・県教育委員会による学校への調査・照会についてとりまとめ、依頼数の縮減に取り組むとともに、市町村に向け同様の協力依頼
 ・市町村・県立学校に向け、国の周知等に合わせ、プランに沿っての取組推進を依頼
 ・地域・保護者向けリーフレットにて、学校を通じた配布物、各種募集等の配慮について協力依頼

【参考値】

- ・教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している
 (市町村教育委員会の実施割合) …59.0%(全国値66.5%)
 「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」
 (文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(3) 部活動に対する方向性

- 教員採用や人事配置等においては、授業力、生徒指導力等を評価し、部活動の指導力や専門性はあくまでその付随的なものとして考えること。
- 一部保護者の部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、高等学校等の入学者選抜における部活動に対する評価の在り方を見直すこと。
- 学校に設置する部活動の数について、生徒や教師の数、部活動指導員の参画状況を考慮して適正化すること。
- 民間団体も含めた地域のクラブ等との連携を積極的に進めること。
- 将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることを検討すること。

➡ ・「奈良県部活動の在り方に関する方針」の策定(令和2年4月)

- ・文部科学省事業「部活動指導員配置促進事業」の実施
- ・スポーツ庁委託事業「地域部活動推進事業」の実施
- ・「部活動における実態調査」の実施(中学校)

【参考値】

- ・「部活動指導員配置促進事業」を活用する市町村…22市町村
- ・「地域部活動推進事業」を活用する部活動数…2市村5部活動
- ・県内中学校の部活動休養日の遵守率(休養日週2日以上)の割合…91.2%
 ※「中学校、義務教育学校(後期課程)の部活動における4月～9月の実態調査」(令和3年11月時点)
- ・部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている(市町村教育委員会の実施割合) …71.8%(全国値68.9%)
 「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」
 (文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(4) 給食時の対応

- 学級担任と栄養教諭の連携により、学級担任の負担を軽減すること。
- ランチルームで複数学年が一齐に給食をとったり、教師の補助として地域人材等の参画・協力を得たりすることにより、給食指導における教師の負担を軽減するための運営上の工夫を図ること。
- 学校給食の食物アレルギー対応については、事故防止を最優先とし、過度で複雑な対応は行わないこと。

➔ 「学校におけるアレルギー疾患対応指針」の改定(令和2年11月改定)

・「奈良県学校給食の手引き書」の作成ワーキングの実施

【参考値】

- ・「学校における食物アレルギー対応マニュアル」作成率…小67%, 中63%
- ※「学校給食における食物アレルギー対応に関する実施状況について」(令和3年2月時点)
- ・給食時は、栄養教諭と連携するほか、地域人材の協力を得ている(市町村教育委員会の実施割合) …7.7%(全国値18.7%)
- 「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」
(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(5) 学校行事等の準備・運営

- 学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めること。
- 地域行事と学校行事の合同開催、効果的・効率的な実施を進め、地域の記念行事としての要素が大きい行事等は学校から切り離して地域行事へ移行すること。
- 学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に授業時数に含めること。

➔ 学校行事等の実施状況の調査、各校へ協力依頼。文科省通知の周知により、

市町村教委に学校行事の精選等を図るよう要請

【参考値】

- ・学校行事等の精選や見直し、準備の簡素化等を進めた県立学校の割合…100% (令和3年5月県教育委員会調べ)

(6) 「チームとしての学校」(事務職員や外部人材の参画)

事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の専門スタッフ、部活動指導員、スクールサポートスタッフ、その他の外部人材について、人員が確保できるよう必要な支援を行うように努めること。

➔ ・スクールカウンセラーの配置校数の増加

・学習指導員等の外部人材の確保のための支援

【参考値】

・県立学校に教員業務支援員を配置…8校

・県費スクールカウンセラーの配置校数の増加…137校

(令和3年4月県教育委員会調べ)

・部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている(市町村教育委員会の実施割合) …71.8%(全国値68.9%)

・教師の業務の負担を軽減するために、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)をはじめとした支援スタッフの参画を図っている

(市町村教育委員会の実施割合) …46.2% (全国値81.3%)

「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

(文部科学省調査:令和3年9月1日時点)

(7) 教育委員会の支援体制(専門家の活用、福祉部・警察等との連携)

- 保護者や地域、関係機関との間で法的な整理を踏まえた役割分担・連携を図ることが重要であり、学校がトラブル等の課題に直面した際には、教育委員会が積極的に学校を支援するとともに、弁護士等の専門家から法的なアドバイスを受けられるようにすること。
- 福祉部局や警察等関係機関との連携を促進するために、教育委員会が主導して連携・協力体制を構築すること。

➔ ・教育委員会による積極的な支援の実施

・福祉部局との連携会議等の開催参加

(8) 保護者や地域住民等との協働による学校運営体制の構築

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や地域学校協働本部(コミュニティ協議会・地域教育協議会)の整備により家庭や地域と教育目標を共有し、その実現に向け連携・協働しながら学校運営を行うこと。
- 学校施設の地域開放に当たっては、管理事務における学校や教師の負担軽減を図りつつ、地域の財産である学校施設の地域開放を推進すること。

➔ ・令和2年度は25カ所の市町村教育委員会及び学校へCSアドバイザーを派遣

【参考値】

コミュニティ・スクールの導入率…35.0%(全国値33.3%)

※「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」

(文部科学省調査:令和3年5月1日時点)

(9) ICTの環境整備（校務支援システムの導入）、進路指導等業務の簡素化

統合型校務支援システムの導入等のICT環境整備により、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務、進路指導関係業務などの電子化による効率化を図るとともに、教材の共有化を県と市町村が共同で取組を進めること。

- ➡ ・令和2年度より各市町村の代表が参加する奈良県域統合型校務支援システムに係る各種ワーキンググループにおいて議論の上、カスタマイズの実施
- ・様々な機会を通じて、小・中学校への導入促進について説明。令和6年度中に、県内全域で統合型校務支援システム稼働予定

【参考値】

- ・学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用）して、事務作業を負担軽減（市町村教育委員会の実施割合）

…61.5%（全国値77.2%）

「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

（文部科学省調査：令和3年9月1日時点）

(10) 教職員の研修制度の改善

- 夏休み等の研修の整理・精選を行うこと。
- 事務手続き等についても、過度な負担とならないよう簡素化を図ること。

- ➡ ・講座実施日については、一部の研修講座を遠隔研修や課題研修（オンデマンド研修）として実施することで、受講者の都合の良い時間や場所で受講を可能とする研修講座の企画・実施
- ・令和3年度より、研修の申込み等にICTを活用し、事務負担軽減を促進

(11) 学校指定の研修や研究事業の精査・簡素化

教育委員会の学校指定による先導的な研究や、各種研究会により事実上割り当てられたようなものなどの学校における研究事業については、必要性について精査・精選するとともに、書類や発表の簡素化など、教師の負担面に配慮すること。

- ➡ ・調査研究事業の精選、事業報告、発表原稿等の作成、発表の簡素化
- ・国調査の精選、県調査について、必要性を再検討し実施の判断

【参考値】

- ・研究事業の簡素化を図った県立学校の割合…100%

（令和3年5月県教育委員会調べ）

3 各学校が取り組むべき方策（各教育委員会が各学校に取組を促し支援）

- 教職員一人一人が自らの業務を、適正化の観点から見直すこと。
- 管理職は教職員間で業務の在り方や見直しについて話し合う機会を設け、校内の業務の在り方の適正化ができるような雰囲気づくりに取り組むこと。
- 管理職が学校の重点目標や経営方針を明確化し、その目標達成のために真に必要な業務に注力できるようにすること。
- 校長は自らの権限と責任で、伝統だからとして続けているが必ずしも適切とはいえない業務、本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大幅に削減すること（例えば、夏休みのプール指導、早朝等所定の勤務時間外の部活指導、内発的な意欲のない研究指定校、運動会の過剰な準備、休日の地域行事への参加の引率等）。

➡ ・各学校において、学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進するための話し合いの場が設定されるよう、市町村教育委員会や学校に対して、働きかけを実施。

4 学校が作成する計画等の見直し

- 学校単位で作成する計画については、業務の適正化の観点から、計画の統合も含め、計画内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画の作成を推進すること。
- 各教科の指導計画や、個別の指導計画・教育支援計画等は、計画の内容の見直しや学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化すること。
- 教育委員会は、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、整理・合理化をしていくこと。
- 教育委員会が計画のひな形を提示する際には過度に複雑なものとししないこと。
- 教育委員会が各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内での対応を基本とすること。

➡ ・各校への協力依頼

・国調査の精選、県調査について、必要性を再検討し実施の判断

【参考値】

・年間計画の整理や見直しを図った県立学校の割合…100%

（令和3年5月県教育委員会調べ）

5 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するので、そのような教育課程の編成・実施は行わないように指導すること。
- 災害や流行性疾患の学級閉鎖などにより当該授業数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではないと指導すること。

- ➔ ・令和3年度教育課程の見直し(県立学校)
・「教育課程編成の手引き」の改訂(8月)
【参考値】
・必要な単位数を精査した教育課程編制を行った県立学校の割合…100%
(令和2年11月県教育委員会調べ)

◇学校の組織運営体制の在り方

各項目実施状況について

1 各教育委員会が主導して学校に取組を促し支援する組織運営体制

(1) 委員会、職員会議、校務分掌の見直しと業務の平準化

- 教職員の校務分掌における委員会等の組織や担当について、法令で義務付けられたものを除き、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や整理・統合を図ること。
- 会議の回数を削減し、長時間の議論は避け、意思決定の効率化を図ること。
- 校務分掌は細分化を避け包括的・系統的なグループに分けて整理すること。

- ➔ ・各校へ校務分掌等の見直し等とともに、会議の実施回数の削減等を依頼

(2) 主幹教諭、各主任等の役割

主幹教諭や各主任がミドルリーダーとしての役割を発揮し学校組織マネジメントが向上するよう、校長は主幹教諭について授業数軽減措置を徹底し、各主任については適材適所で命じるようにすること。

- ➔ ・令和3年度から主幹教諭配置校に加配している教員を再任用短時間勤務として複数校に分割して配置することを可能とし、主幹教諭の配置校の拡充を図っている。

【参考値】

- ・主幹教諭の配置数…義務15, 県立1

(3) 若手教員への校内支援

- 長時間勤務の傾向がある若手教師について、学校組織全体で支えること。
- 若手教師が得意とする分野の能力を積極的に生かすこと。
- 若手教師が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職等がいち早く把握し、声をかけ、ネットワーク等を生かし優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手教師が孤立しないようにすること。

➡ ・奈良教育大学と協働し、若手教員支援の研修を実施するとともに参考資料をWebページに掲載
・ネットワークを通じた若手教員同士のやりとりを可能とする「いいネットなら」のアカウントを用いた初任者研修講座等の実施
【参考値】
・若手教員支援において(GWfEを用いた遠隔研修の)Classroomの内容が「役立つ」と回答する受講者の割合…96.3%
(令和3年12月県教育委員会調べ)

(4) 事務職員の校務運営への参画、効率化と事務機能の強化

- 総務・財務等に通じる専門職である事務職員は、教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されており、校務運営への参画を一層拡大すること。
- 学校事務のグループワーキングを促進させ、学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化を進めること。
- 事務職員の採用と採用後の職能成長について、その在り方を検討し、資質・能力、意欲の向上のための取組を進めること。

➡ ・市町村立小中学校事務職員の標準的職務内容改正、資質向上に関する指標を整備
・総務事務システム令和4年10月導入に向けて調整中
・共同学校事務室設置 令和2年:桜井市、令和3年:大淀町

2 各教育委員会が改善すべき組織運営体制

(1) 求められる能力の明確化(教特法第22条の3「資質向上に関する指標」)

- 教育公務員特例法に規定する「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」において、学校組織マネジメントの観点を明確化し適切に評価すること。
- 服務監督権者の教育委員会は、学校が抱える課題を校長と共有し、必要な情報提供を行うなど、校長と共に学校組織マネジメントの向上に取り組むこと。

➡ ・「奈良県教員等の資質向上に関する指標」において、教員としての素養、授業力、

生徒指導力、マネジメント力(組織マネジメントを含む)の4つの分野に分けて整理
・今年度新たに「校長の資質向上に関する指標」を改訂し、組織マネジメントについ
ての観点から求められる能力を明確化

(2) 若手教員への働き方改革の観点での支援

学校単位を超えて地域で若手教師が悩みを共有できるよう、指導主事等が支援する立場として、働き方改革の観点からアドバイスできるような機会を設けること。

➡・令和2年度:令和2年12月24日・25日の2日間、計3回、初任者研修の終了後の時間を確保し、実施
・令和3年度:令和3年7月30日、8月3日、12月24日(予定)の3日間、計3回実施

(3) 人材バンクの整備

各教育委員会は、学校が多様な主体と連携したり必要な人材を確保したりするに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクを整えること。

➡・学校教育課により、人材バンクを開設
・登録者情報を教職員課から各市町村教育委員会に情報提供
【参考値】
人材バンクの登録者数…155名

◇働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ 各項目実施状況について

1 働き方改革の進捗状況・結果の公表

今回の答申を踏まえた取組を一過性のものとせず、文部科学省においては学校における働き方改革の進捗状況を市町村ごとに把握し、その結果を公表することとしている。各教育委員会においても方針を策定しその進捗状況を確認し公表すること。

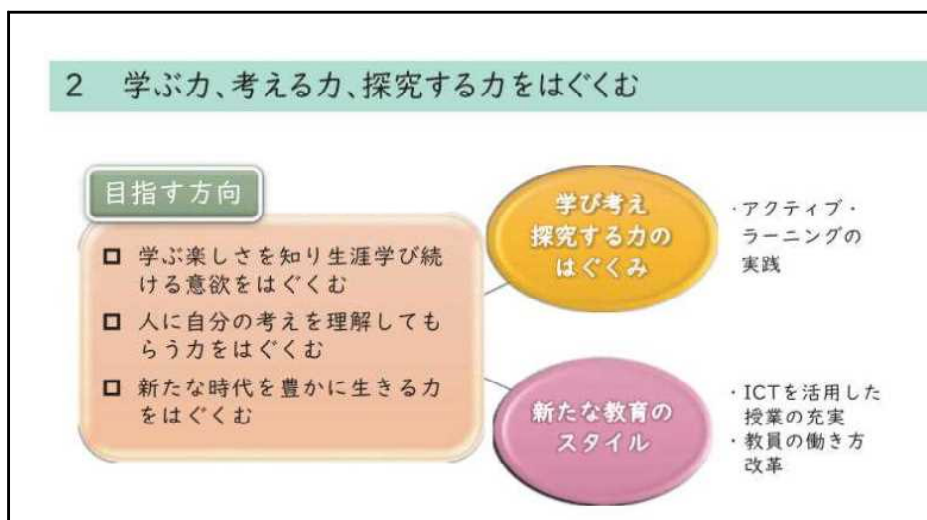
➡・「働き方改革推進会議ワーキング」を開催し、進捗状況等を管理
(令和2年度～令和3年度間に計9回実施)
・プランの見直し等の参考となるように、取組状況を検証
・学校関係者も含めた「学校における働き方改革推進会議」を開催し、課題や取組について意見交換(令和2・3年度に年1回実施)

2 教育委員会会議や総合教育会議の議題としての共有

働き方改革の状況を、定期的に教育委員会会議や総合教育会議の議題として扱い、学校や教師がおかれている状況について首長をはじめとした行政部局とも共有して共通理解を深め、教育委員会組織内の体制整備や、随時必要な施策に取り組むこと。

→令和3年3月策定「第2期奈良県教育振興大綱」(対象期間は令和3年度～令和6年度)に学校における働き方改革について記載。大綱を受け、県教育委員会で策定の「奈良の学び推進プラン」にも同改革の推進について記載。

◇「第2期奈良県教育振興大綱（令和3年3月策定）」10ページより抜粋



11ページより抜粋

新たな教育のスタイル

社会がSociety 5.0と言われる超スマート社会へと移行しようとしている今、学習の基盤となるのは言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力であると言われており、新たな教育課題に対応した学びの実現が必要です。

これからの教育では、子どもたちの発達段階に合わせ、ICTを活用し、情報活用能力を高めながら、課題を自ら見付けて解決し、未知の状況にも対応できる能力を養うことが大切になります。まさに、学び、考え、探究する力の育成が求められています。

教員の役割も変化します。今まで、それぞれの経験をベースとした知識の教授が中心であったのが、これからは、コーディネーターやファシリテーターとして、子どもたち一人ひとりの自らの学びを支える役割が求められます。

ますます教員への期待が高まる一方、教員の長時間勤務の実態も見過ごしにはできません。教員が、自身の人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動ができるよう保護者や地域の方々の理解を得ながら学校における働き方改革を進める必要があります。

子ども、教職員、家庭、地域、社会、企業等、様々な立場の人々がネットワークつながり、子どもたちの資質・能力のはぐくみを支えます。

◇「奈良の学びプラン（令和3年3月策定）」10ページより抜粋
（5）学校における働き方改革

<推進方針>

県では、これまでの学校における働き方を見直し、人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動ができるようにすることを目的として学校における働き方改革を進めています。

令和元年度には、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進や学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の在り方などについて検討し、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」及び「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。各学校においては、これらの方針及びプランに沿って、教職員間はもとより外部人材等ともコミュニケーションを十分に図りながら、業務内容や各学校の状況・課題等を共有し、保護者・地域の理解を求め、連携しながら取組を推進することが重要です。

今後も、教育の質の向上につなげるため、市町村教育委員会や各学校と連携しながら学校における働き方改革に積極的に取り組めます。

<実現目標>

	取組内容	目標・目標値
①	ICカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握	公立小中学校の割合 100%
②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定	実施率 100%
③	休日の中学校部活動の地域への移行の推進	実施市町村数の増加